

# 第143回丹波市議会定例会

自 令和7年11月28日  
至 令和7年12月24日

## 議案審議資料

( No.2 )

### 【目 次】

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ①議案第132号 (指定管理者の指定) | … 1～2 |
|---------------------|-------|

丹 波 市

## 議案第132号

### 指定管理者の指定について

#### 1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、提案するものである。

#### 2 施設の名称等

名 称 丹波市立道の駅丹波おばあちゃんの里  
位 置 丹波市春日町七日市710番地

#### 3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波ふるさと振興 株式会社  
代表者 代表取締役 柳川 拓三  
所在地 兵庫県丹波市春日町七日市710番地

#### 4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 5 指定管理者の選定理由

丹波市立道の駅丹波おばあちゃんの里（以下「丹波おばあちゃんの里」という。）は、農林業、商工業の振興、地域間交流の促進等による地域の活性化を図り、まちづくりの拠点とする目的として設置された施設であり、現在、丹波ふるさと振興株式会社が指定管理者として管理運営を行っている。

引き続き、当該法人が丹波おばあちゃんの里の管理運営を行うことにより、その設置目的に即した効果的かつ効率的な管理及び運営が見込めるところから、指定管理者の候補者として選定した。

#### 6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

##### （1）業務の範囲

- ア 施設の利用の許可に関する業務
- イ 丹波おばあちゃんの里の管理運営に関する業務
- ウ 農畜産物等の販売及び販路拡大に関する業務
- エ 農畜産物等の加工に関する業務
- オ 多目的交流施設及び遺跡公園の有効的な活用に関する業務
- カ 都市との交流に関する業務
- キ 地域農業文化等の情報発信に関する業務
- ク 観光案内に関する業務
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、丹波おばあちゃんの里の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

##### （2）指定管理料

無料

(3) 納付金

各年度において、施設の運営により収益が生じた場合は、指定管理者は、収入額の一部を市に納付する。

※詳細は、年度協定で別に定める。

7 施設利用者数の実績

(単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
丹波おばあちゃんの里	252,423	393,696	394,784	404,424

**【地方自治法 抜粋】**

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略